

## 平成18年度第1回入札監視委員会での質問等

### 1 談合情報について

#### (1) 談合情報の ～ の詳細な状況及び顛末について

- ・ 落札者は誰になったのか？情報どおりの業者ではなかったのか？
- ・ 半年も入札が遅れたが、予定価格や工期等に変更はなかったのか？ないとすればそれは何故か？（工期がずれないこと自体、官製談合が疑われる事例ではないか？）

落札者は3回とも情報のあった大林組を含むJVという情報であり、最終的に大林組を含むJVが落札している。談合情報に記載。

予定工期については、内容がトンネル工事のため、不測の事態を考慮して、余裕のある工期を設定しており、最終的に、20年度末（4年間の実施）まででの施行が可能と判断して、完成工期は21年3月20日としたまま、当初の10月中旬着工から3月中旬着工（入札は1月下旬だが、高額のため、議会承認を経た3月契約）へ工期を変更（5ヶ月短縮）して発注している。不測の事態が起きた場合には、設計変更（工期延長）もあり得るが、供用開始を考慮した場合、できる限り当初の完成時期を確保したいとの考えから、完成工期を設定している。

#### (2) 委員会資料の記載について

- ・ 「対応の概要」はもう少し具体的に記載すること（措置を行わなかった理由などの説明が不足している～談合情報の 、 など）。
- ・ 入札参加者を追加した場合など総入れ替え以外の措置を講じた場合は、情報の内容と落札者が同じか否かを記載すること。～談合情報の 、 など

（1）と同様具体的に記載した。

### 2 談合情報対応手続について

- ・ 談合情報の 、 をみると、業者を追加しても情報どおりの落札となっている。総入れ替えを原則とすべきではないか？
- ・ 総入れ替えとするか追加とするかの基準がない。マニュアルを見直すべきでないか？

現在の談合情報対応手続は、談合の事実が確認できなかった事案について、情報による落札予定者を必ず排除する仕組みとはしていないが、入札方法の変更、入札要件の緩和、入札参加者の総入れ替え（総入れ替えが困難な場合は、最低限、一部の入れ替え・追加）の措置を取ることにより、入札執行の状況を変化させる措置を講じることを原則としている。

また、当該措置の選択については、当該対象事案自体の事情（施工方法、履行時期、履行可能業者等）も考慮しながら談合防止の観点から最も適切なものとなるよう対応することとしている。

### 3 工事内訳書の入札時提出の取扱い

- ・ 1月間に1回以上とした理由は何か？何故入札日ごとに1回以上としなかったのか？

内訳書は、価格や内容によって異なるが、内訳書は1件あたり概ね1社5枚程度となる。1件の入札で参加者が20者を超える場合も稀ではない。また、支庁や土木現業所、その他の出先機関を含めて一律に行うことから、月1回以上とすることで「抜き打ち的」な効果を確保し、全ての各発注機関（担当部署の担当者数少数の場合も含めて）が臨機に対応できるよう、統一的に最低基準を定めたものである。

現在の実施状況としては、入札が複数回実施の場合にあっては、2回以上行われている場合が多く、月初めに行った場合に、その後実施しないとといったケースはなく、牽制的機能は働いていると思われる。また、今のところ談合の疑いのあったケースはないが、内訳書の内容に不備があり、最低価格入札者でありながら入札無効となっているケースも出ており、内訳書の正確な記載について、より注意を促すこととしている。

### 4 業界団体等への道職員OBの再就職について

- ・ 委員会として要請のあった資料について報告する。  
別紙のとおり、発注3部から報告があった。団体数257のうち、全道、支庁区域等を対象としている33団体へ45名が4月1日時点で在籍している。

### 5 再苦情制度について

- ・ 申立者の言い分が認められた際の「地方整備局長等が講じようとする措置」とは何を想定しているのか、国等に再確認してもらいたい。

委員会資料とした「問答式 公共工事契約の実務」（新日本法規出版（株））の監修をしている国土交通省大臣官房地方課（契約指導第一係）に内容を確認した。

「地方整備局長等が講じようとする措置」とは、個々の案件に従って、指名のあり方・業者選定の方法等について、入札監視委員会の意見を尊重した上で、内容の改善・是正等の内容を明らかにすると意味で、再苦情を申し立てた者に対する措置を想定しているものではない。

また、「再苦情の申立は、入札契約の執行を妨げるものではないとして運用すること」については、1件の工事の入札参加する機会を得られないこと自体が、明らかに不利益を生んでいるとは言い難いことから、目的とする工事等の適期施工に重きを置くこととしているためである。

### 6 会の公開と事後の公表内容について

- ・ 本年度については、開催内容をなるべく多く出していく形で、公開については次回以降の課題とする。

ホームページ公表の審議概要について、資料等も加え、より具体的な審議内容を記載した（平成18年6月26日登載）。